

特集

報告

障害基礎年金の制度的課題と生活問題

無年金障害者における生活問題
生活実態調査を通じて

無年金障害者の会・田中智子

はじめに

現代の市場化された社会で、生活を営む上で現金収入は必須である。多くは賃金という形で生活の糧を得るが、それが、事故や病気などの事由により、ある日突然絶たれる者がいる。それは、本人にとっても予想できないことである。無年金障害者の会では、これまで数回にわたる「年金110番」などで障害年金についての相談活動を行ってきた。それらを通じて明らかになってきたのは、現在無年金となっている障害者の多くは、厚労省が主張するような「意図的な悪意ある」保険料未納者などではないということである。年金制度が十分周知されていなかったことが原因であったり、突然の発症で年金のことまで考える余裕がなく未納となったなどのケースがほとんどである。無年金障害者の問題は決して「自己責任」に帰してよいようなことではない。

障害をもちながら、さまざまな理由で障害年金を受給できない無年金の障害者をなくそうと、1989年に「無年金障害者の会」が結成された。それ以降、さまざまな運動や厚生労働省との交渉を通して、いくつかの面で障害年金制度の改善を実現してきた。しかし、厳しい「保険料納付要件」や「初診日要件」などが壁になって、未だに多くの無年金障害者が年金制度から排除されたま

むねんきんしょうがいしゃのかい
大阪市・障害者（児）を守る大阪連絡協議会内
たなか ともこ
佛教大学社会福祉学部

まになっている。

2019年10月、消費税が8%から10%に引き上げられたが、ここでも無年金障害者に対する不公正な対応が明らかになった。増税にともなって「低年金」の年金受給者に「年金生活者支援給付金」が支給されるようになったが、この「給付金」が、最も「低年金」である「無年金障害者」には支給されないのである。障害年金については保険料の納入期間の不足等を理由として支給しない一方で、この「給付金」については、無年金障害者も当然消費税を負担しているにもかかわらず、支給対象から除外されているのである。

このような不公正で不合理なことは認められないという声を広げていきたい。そして障害者の生活を支える上で年金がいかに大切かを明らかにしたい。当面の課題として、増税された消費税の負担を強いられ、生活支援が必要な無年金障害者への「給付金」支給を実現したい。

本会では、給付金実現に向けて、再び社会運動を大きくする原動力として、改めて無年金障害者における生活問題を把握することを目的にアンケートに取り組んだ。

1 調査の概要

・実施時期：2020年7月25日～8月25日

・調査方法：アンケート用紙に自記（本人が不可の場合は、代理人）で記入していただき、郵送にて送付・回収

・調査対象者：無年金障害者の会の会員（調査対象者77名）

表1 障害者自身の収入源として額が大きいと回答があった上位3費目

（ ）内は有効回答に占める割合（%）

回答割合が高い順番 収入源として額が大きい順番	第一位	第二位	第三位
1番目に多い収入源	自身の手当・年金・給付金等(41.7)	自身の賃金・工賃(37.5)	家族からの援助・仕送り(16.7)
2番目に多い収入源	自身の手当・年金・給付金(42.1)	自身の賃金・工賃(21.1)	貯金・遺産等の取り崩し(15.8)
3番目に多い収入源	貯金・遺産等の取り崩し(83.3)	自身の手当・年金・給付金等(16.7)	なし

・回収数：26人（うち2名は本人が死亡）有効回答は24ケース

・倫理的配慮：本調査は、日本社会福祉学会倫理指針を遵守しており、佛教大学の「人を対象とする倫理審査」で承認されたものである。また、調査対象者に対して、調査の目的やデータの取り扱い方法などについて書面で提示し、同意を得ている。調査結果の公表に際しては、個人の特定がなされないように匿名化している。

2 調査結果

(1) 対象者の概要

今回の有効回答となった24名の概要は次のとおりである。

性別は男性20名、女性4名である。平均年齢は57.42歳（最低年齢は36歳、最高年齢は74歳）である。2名は本人死亡との連絡があったこともあわせ、会員の高齢化が進行していることがわかる。障害手帳の所有状況は、身体障害者手帳15名、療育手帳1名、精神保健福祉手帳8名である。居住形態は、「親（きょうだいを含む）と同居」が8名、「配偶者やパートナー（子ども含む）と同居」が7名、「一人暮らし」が5名、その他4名である。

(2) 家計の収支状況

次に、本人の所得を含む家計の収支状況についてみていく。

手当・年金・給付金等の現在の受給状況は、無年金障害者の救済措置である特別障害給付金（2020年度障害基礎年金1級相当52,450円、2

級相当41,960円）を受けている者が13名、続いて特別障害者手当（2020年度月額27,350円）を受けている者が6名で、他は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、その他給付金等が各1名ずつだった。所得保障給付を何も受給していないと回答している者が4名いた。

表1は、回答者に障害者自身の月々の収入源として額が大きいもの1位から3位を尋ねたものである。これをみると、多くの障害者にとって、「自身の手当・年金・給付金」や「賃金・工賃」が主な収入源になっている一方で、「家族からの援助・仕送り」や「貯金・遺産等の取り崩し」というように将来的にも安定的に入ってくるとは限らないものに頼らざるを得ない者がいることにも留意しなければならない。

1ヵ月の収入と収入源の関係をみると、障害者自身の所得が月に10万円未満の者（回答者全体の60%を占める）の収入源第1位は、「手当・年金・給付金等」が64.3%、「家族からの援助・仕送り」が28.6%となっており、一方で10万円以上の者は、「自身の賃金・工賃」が88.9%となっていた。本対象者の多くが受給している特別障害給付金（2020年度月額：障害基礎年金1級相当の者で52,450円）や特別障害者手当（2020年度月額：27,350円）では、合算しても10万円には到底届かない。

また月収と月々の収支状況をみると、月収20万円まではいずれの層でも「少し赤字」と「大いに赤字」と回答した者の割合の合計が50%を超えており、特に10万円未満では、69.3%と高くなっている。同じ時期の一般世帯との比較という点で、総務省の家計調査2020年4月～6月期を